

令和5年9月定例会 総括審査会

宮本 しづえ委員

宮本しづえ委員

日本共産党の宮本しづえである。

まず、原発事故対応についてである。

福島第一原発からの処理水の海洋放出は、漁業者との約束を破り、国と東京電力への信頼を根底から覆した。東日本国際大学の副学長は7月23日の福島民報の日曜論壇において、漁業者と国の約束について「放出反対か、風評被害が起きないか、は条件ではない。官僚文法では通用する理論なのだろう」と批判し、「政治が科学を言い出したときには注意が必要。言論の府には社会科学的根拠に基づく対策を実行してほしい」と述べた。県漁連、全漁連も反対は変わらないとしている。

そこで確認するが、ALPS処理水について、漁業者が反対する中、海洋放出が強行されたと思うが、知事の考えを聞く。

知事

ALPS処理水の海洋放出については、漁業者から風評被害に対する不安や懸念とともに、「我々の願いは、漁業を続けていくという、その1点である」といった切実な声が見られている。処理水の海洋放出は長期間にわたる取組が必要であることから、国及び東京電力においては、こうした漁業者の思いをしっかりと胸に刻み、漁業者が将来にわたって漁業を継続していくことができるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えている。

宮本しづえ委員

漁業者の反対は変わらないと言っている。なぜ変わらないと言っているのか、知事はどのように捉えているのか。

知事

8月に行われた全漁連と内閣総理大臣との面談において、漁業者からは「漁業者と国、東京電力は、復興と廃炉という共通目標に向けて、現時点において同じ方向を向いて進んでいる」との思いや、「我々の願いは、漁業を続けていくという、その1点である」といった切実な声が見られた。国及び東京電力においては、こうした漁業者の意見を真摯に受け止め、漁業者が将来にわたり漁業を継続していけるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきである。

宮本しづえ委員

知事は本会議の答弁で、「県漁連が、廃炉が完遂した時点で福島の漁業がなりわいとして継続していれば、約束は果たされたこととしたいと述べた」ことを理由に、約束違反ではないとの認識を示した。県漁連は苦渋の発言だったと思う。県漁連は国及び東京電力と交わした約束に対して「反対はいささかも変わらない」としており、理解が得られたとは言えない。

ALPS処理水の処分について、県漁連と国、東京電力との約束が破られていないとはどのような状態を指すのか、県の考えを聞く。

危機管理部長

ALPS処理水の処分に関する県漁連と国、東京電力の約束について、県漁連は「廃炉が完遂した時点で、福島の漁業がなりわいとして継続していれば、約束は守られたこととしたい」と述べた。国及び東京電力においては、こうした漁業

者の思いをしっかりと胸に刻み、漁業者が将来にわたり漁業を継続していけるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えている。

宮本しづえ委員

国や東京電力が自分たちの都合に合わせて勝手に約束の内容を変えてしまうことは許されない。復興を進めるために、国や東京電力との信頼関係は不可欠である。国も何度も国会で約束は守ると述べており、国民との約束でもあったわけで、国民の怒りも大きなものである。廃炉、海洋放出はいつ完了するのか、廃炉完了の時点で漁業がどのように継続されるのか、誰も分からない。

A L P S 処理水の処分について、県として、県漁連が「廃炉が完遂した時点で、福島の漁業が継続していれば約束は果たされたこととしたい」と述べたことを約束が守られているかの判断基準とするのは不適切と思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

A L P S 処理水の海洋放出については、漁業者から風評被害などに対する不安や懸念、県産魚介類の販路拡大の支援などを求める意見とともに、「我々の願いは、漁業を続けていくという、その1点である」といった切実な声を示されている。国及び東京電力においては、こうした漁業者の思いを真摯に受け止め、漁業者が将来にわたり漁業を継続していけるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えている。

宮本しづえ委員

河北新報は9月4日の新聞に「唐突な新解釈で約束ほご」との見出しをつけ、「漁業者にとってはキツネにつままれたような新説だったに違いない」、「苦し紛れの決着はいかに放出前の理解が乏しかったかを浮き彫りにしている」と記事にした。

この新説が県民や漁業者を納得させられるとの考えなのか、再度聞く。

危機管理部長

A L P S 処理水の海洋放出について、漁業者からは、風評被害などに対する不安や懸念とともに、なりわい継続への願いなどの切実な声を示されている。国及び東京電力においては、こうした漁業者の思いを真摯に受け止め、漁業者が将来にわたり漁業を継続していけるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えている。

宮本しづえ委員

県漁連の代表が何と言おうが、現場の漁業者は理解しがたいと述べている。海洋放出によって生じた諸問題の解決の道は、海洋放出をストップさせることである。

世界の原発事故で故意に放射性汚染水を海に流したことはない。I A E Aは科学的に問題はないとの包括報告書を提出したが、実は総量規制がなく、国際基準そのものが科学的根拠が希薄である。今、ちまたではみそ汁議論が盛んであり、塩分量は変わらないのに薄めれば大丈夫とはどのように理解したらよいのかと、私にも多くの人から疑問が寄せられた。

A L P S 処理水の海洋放出問題は、公害問題の見地で予防の原則に立ち、放出しないことが何よりも対策である。海洋放出差止めを求める裁判では、放射性物質の海洋投棄を禁止したロンドン条約違反も争点の一つになっている。

A L P S 処理水の海洋放出について、国際基準には放射性核種の総量規制がないことを県民に分かりやすく説明すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

原子力発電所から放出される放射性核種の規制については、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、一般公衆の被曝線量が年間で1mSv未満となるよう、核種ごとに基準となる濃度が定められている。引き続き国及び東京電力に対し、浄化処理を確実に実施するとともに、国内外への正確な情報発信の取組を求めていく。

宮本しづえ委員

根本的な対策としては、増え続ける汚染水の抑制対策を最優先すべきだと思う。東京電力は当面、建屋の局所止水を先行するとしているが、専門家は次々と穴が明らかになってモグラたたきになり効果は期待できないと述べている。

東京電力が汚染水の発生抑制対策として位置づける局所止水について、県独自にその有効性を検証すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

原子炉建屋等の局所止水については、国の汚染水処理対策委員会において、追加的な汚染水発生量抑制対策として決定されたものであり、現在、止水に適した材料の選定や止水材料を地下の建屋貫通部に充填するための工事方法の検討等が行われている。県としては、廃炉安全監視協議会等により、その取組状況等を確認していく。

宮本しづえ委員

局所止水では抑制できないことは、はっきりしている。根本的な抑制対策を取らせる、この県の立場をはっきりさせて取り組むべきと思う。

次に、ALPSで処理しても除去し切れないトリチウム以外の核種の量だが、どの程度になるのか明らかにされていない。トリチウム以外の核種はなぜ示されないのか。

ALPS処理水について、放出回ごとにトリチウム以外の放射性核種の総量を明らかにすべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

トリチウム以外の放射性核種の総量については、東京電力が先月28日に第1回放出分を核種ごとに公表しており、今後も放出回ごとに公表される予定となっている。

宮本しづえ委員

今回測定されたのは29種類で、1回目に放出された処理水の放射性物質の告示濃度比総和は0.28とのことである。この全体の総量を明らかにすべきと思うが、再度答弁願う。

危機管理部長

ALPS処理水の海洋放出については、トリチウム以外の放射性核種が法令に基づく濃度基準を確実に下回っていることが重要であることから、引き続き国及び東京電力に対し、浄化処理を確実に実施するとともに、国内外への正確で分かりやすい情報発信に取り組むよう求めていく。

宮本しづえ委員

国は、除染で出た除去土壌の再生利用を一気に進めようとしていると思われる。環境省は、IAEAが飯舘村の除去土壌の再生利用は問題ないなどとする見解を示した報告書を取りまとめたと明らかにした。しかし実証事業は、県内では二本松市や南相馬市、県外でも住民説明会が開かれた所沢市や新宿御苑で、いずれも地元の反対が強く頓挫している。

新たな風評被害を招きかねない除去土壌の再生利用は行わないよう国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

除去土壌の再生利用については、国の責務である除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組の一つとして実施しているものと受け止めている。県としては、実証事業の実施に当たり新たな風評や不安が生じることのないよう、丁寧な対応を国に求めていく。

宮本しづえ委員

原子炉等規制法における廃棄物の再利用基準は100Bqであるが、除去土壌は8,000Bqと明らかなダブルスタンダードである。

放射能は拡散させないことが取扱いの原則だと思うが、どのような考えか。

生活環境部長

100Bqと8,000Bqの2つの基準だが、それぞれ国が放射性物質に汚染された廃棄物に関して定めた基準である。100Bqは原子炉等規制法に基づき安全に再利用できる基準として原子炉解体に伴うコンクリートや金属を想定した数値であり、8,000Bqは原発事故後に制定された放射性物質汚染対処特措法に基づき、原発事故に伴って放出された放射性物質により

汚染された廃棄物について分別、焼却、埋立処分等の一般的な処理方法を想定し安全に処理するための基準として定められた数値である。

除去土壌については、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準により、国の責務である除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組の一つとして再生利用の実証事業を行っているものと認識している。県としては、その実証事業に当たり新たな風評や不安が生じることのないよう、丁寧な対応を国に求めている。

宮本しづえ委員

次に、高齢者のタクシー代の補助についてである。

高齢者のバス、電車代の無料化を実施する福島市は、さらに町内会を主体とした自主運営の移動支援「小さな交通」に1地区150万円の補助を行うこととした。田村市では、要介護認定を受けた高齢者が市の事業としてタクシーを1台200円の負担で利用できるため、歓迎されている。県は現在、2年間の実証事業について市町村一律に800万円限度の補助を行っている。

市町村が取り組むタクシーを活用した実証事業への補助制度を拡充すべきと思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

市町村が取り組むタクシーを活用した実証事業への補助制度については、デマンド型乗合タクシーの運行や、タクシーの利便性を生かした通院や買物等を支援する市町村の実証事業に対して補助を行っている。引き続き地域の実情に応じ、高齢者等の交通弱者対策に取り組む市町村を支援していく。

宮本しづえ委員

次に、障がい者の支援について聞く。

先日、聴覚障害者情報支援センターの10周年記念レセプションに出席した際に全国の支援センターの代表と会ったが、本県の支援センターの体制強化について指摘があった。他県では、多様化する情報化に対応するためセンター機能の拡充が図られ、6人以上の常勤体制が主流とのことである。本県は現在4.5人分の委託料しか見ていないが、センターからは、7人分の業務を担っており、業務がきつく頸肩腕症候群を発症した事例も出ているとのことである。

聴覚障害者情報支援センターへの委託料を増額すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

聴覚障害者情報支援センターの運営については、委託する業務内容と必要な人員等について精査の上、委託先である（一社）福島県聴覚障害者協会との契約に基づき、適正な金額で業務を委託している。

宮本しづえ委員

とても適正とは言えない。同センターには国家資格に準じる手話通訳士の資格を持つ職員が3人いるが、県の人件費の委託基準額は月17万円であり、あまりにも低過ぎる。運営費の不足分は、同協会が自らの基金を取り崩して賄っている。

委託料の大幅な増額を行うべきだが、再度聞く。

保健福祉部長

聴覚障害者情報支援センターの運営費については、委託する業務内容と必要な人員等について精査の上、適正な金額で業務を委託している。

宮本しづえ委員

適正ではないと述べているので、しっかり検討願う。

難病患者の認定継続のためにはほぼ毎年必要となる診断書料金は医療機関が設定するが、2倍の料金格差がある。私が聞いた県内の主要病院で最も高いのが福島県立医科大学附属病院で、1通6,750円と高額である。物価高騰の下で、軽減してほしいとの切実な要望が寄せられている。

難病患者の負担軽減のため、認定に係る診断書料を全額補助すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

難病患者の認定に係る診断書については、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき毎年提出を求めることとなっている。県としては、難病患者の負担軽減を図るため、認定の有効期間の延長を国に要望している。

宮本しづえ委員

次に、頻発する災害級の異常気象への対応についてである。

連日の猛暑により、7、8月の平均気温はいずれも日本の観測史上最高を記録した。9月20日に開催された国連の気候野心サミットで主催者のグテーレス事務総長は「人類は地獄への扉を開けてしまった」と述べ、化石燃料からの脱却を強く求めたが、日本政府はこの会議で演説すらできなかった。高温をもたらす太陽エネルギーを有効活用し、再エネの推進で温暖化対策と電気料金負担軽減につなげるべきである。

国は7月に策定した新エネ社会構想加速化プランにおいて、日本で開発された新太陽光発電技術であるペロブスカイト太陽電池の実装事業に本県の公共施設で取り組むこととした。これが実用化されれば初期投資費用も縮減が見込まれるため、県民参加を追求することで普及拡大にもつなげていくべきと思う。

ペロブスカイト太陽電池の本県への先行導入に当たっては、県民も参加できる住宅への設置を検討すべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

ペロブスカイト太陽電池については、本年7月に決定された福島新エネ社会構想加速化プランにおいて、その社会実装に際しては、福島県内の公共施設等での先行的な活用を検討することとされたところである。県としては、引き続き国や関連企業等と議論を進めていく。

宮本しづえ委員

県内各地でメガ発電設備の設置や計画が進む中で、環境保全のためにこれ以上のメガソーラーは要らないと宣言を出した大玉村に続き、計画中を含めて26か所となる福島市は8月31日にノーモアメガソーラー宣言を行った。条例や要綱ではないが、宣言を行うことで事業者が参入しにくくなる。

県は、県外資本が入り込んでメガ発電開発が進められた経過を踏まえ、大規模再エネ発電設備の導入について、県として歯止めをかけるための意思表示を行うべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

大規模再エネ発電設備の導入については、関係法令や景観に配慮し、地域住民の理解を得ながら実施されることが重要と考えている。現在、国において再エネ発電設備の適正な導入及び管理に向けて関係法令の改正等が進められていることから、引き続きその動向を注視していく。

宮本しづえ委員

今、自家発電設備の拡大が求められていると思うが、ソーラー発電の初期投資額が年々減少しているとはいえ、1kW当たりの設置費は現在20万円を越す高額である。

住宅用太陽光発電設備の補助制度について、補助率や上限額を大幅に引き上げるべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

住宅用太陽光発電設備の補助制度については、予算規模、補助単価共に全国的にも高い水準にあると認識している。引き続き現行制度を有効に活用して、住宅用太陽光発電設備の導入拡大に取り組んでいく。

宮本しづえ委員

再エネ先駆けの地にふさわしい取組を求めたい。

福島市高湯に開発中のメガソーラー発電設備のための森林伐採が進み、市内の各地から山の地肌が見えてきたことで、吾妻山の景観がすっかり変わった。市民からは痛々しい、調節池は集中豪雨に耐えられるのかと、大きな不安の声が起きている。近年の線状降水帯の頻発は、林地開発許可基準の抜本的見直しを求めていると思う。高湯のメガソーラー計画では、調節池を50年確率降雨強度で設計しているとのことである。時間雨量が100mmを越す集中豪雨が毎年のように全国で

発生する下で、これまでの雨量を基にした降雨強度を調節池の設置基準として使用することは適切ではないと思う。

林地開発許可における調節池の設置に適応する降雨強度について、線状降水帯の頻発に耐えられるよう見直すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

林地開発許可における調節池の設置に適用する降雨強度については、森林法の規定及び関係する技術基準に基づき、下流河川に与える影響の程度や開発面積に応じ、県内における降雨状況のデータ解析で定められた降雨強度式により算出した降雨強度を採用している。

宮本しづえ委員

この降雨強度は10年ごとの見直しとのことだが、最近の線状降水帯の発生を踏まえた見直しはいつになるのか、把握していれば聞く。

農林水産部長

現在の降雨強度式は、平成26年度に策定されたものである。これまで、おおむね10年置きに最新の降雨を追加して解析を行い、改定が行われている。

宮本しづえ委員

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてである。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、最近ようやく減少に転じたとはいえ、インフルエンザとの同時流行となり、引き続き警戒が必要である。全数把握も無料検査もなくなり、県民には感染の実態が分かりにくくなっている。現状を正確に把握して県民に伝えるとともに、必要な対策を取る県の役割は重要である。県は10月以降、必要病床確保数を減少させる計画であるが、医療機関によっては9月以降の確保病床を上回る入院数になっているところもある。

感染の現状を踏まえ、必要病床数は削減せずに維持すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後、幅広い医療機関による受入体制の整備を段階的に進めてきたところである。引き続き、県医師会及び医療機関と連携しながら、必要となる受入病床数の確保に努めていく。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症は発熱等の症状が出ない例もあり、検査しなければスルーし、感染は拡大する。しかし、新型コロナウイルス感染症の高い感染力は変わらない。国は無料検査をやめたが、再開が必要である。

感染の有無を確認し、外出自粛や治療につなげるため、検査を無料化すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の検査については、5類感染症への移行に伴い、政府において抗原定性検査キットの普及や他の疾病との公平性を踏まえて終了を判断したものと認識している。引き続き、新型コロナウイルス感染症相談センターの活用や検査キットによる自主的な検査について周知を図っていく。

宮本しづえ委員

自主検査にはお金がかかる。だから無料化を継続してほしいと述べているため、しっかり検討願う。

次に、畜産業の支援についてである。畜産農家は餌代や資材の高騰に苦しめられている。先日要望に来た県獣医師会会長に「畜産は大変ですね」と声をかけると「大変どころか危機です」との返事であった。畜産組合の会長に牛の価格を聞くと「値段がつかず、引き取ってもらえればよいほうだ」と言われ、両会長の言葉からも畜産が抱える深刻な実態がうかがえる。畜産農家を支えてきた獣医師の不足も深刻だという。

そこで、今年度実施した獣医師採用選考予備試験の採用予定者数、申込者数及び合格者数を聞く。

総務部長

今年度実施した獣医師採用選考予備試験については、これまで試験を2回実施し、採用予定者数17名に対し、申込者数

11名、合格者数9名となったところである。今月、3回目の試験を予定しており、引き続き獣医師の確保に努めていく。

宮本しづえ委員

今の数字では、来年度も不足が解消できないことになるのか。

総務部長

今月、3回目の試験を予定しているところであり、採用予定者数17名の確保に向けて引き続きしっかり取り組んでいく。

宮本しづえ委員

県職員獣医師の確保に向けた処遇改善が必要だと思うが、処遇改善について県の考えを聞く。

総務部長

県職員獣医師については、これまで県人事委員会勧告に基づく獣医師等に特化した給与水準の引上げや、採用が困難な職などに措置する初任給調整手当を引き上げるなど処遇改善に努めてきたところであり、今後も適切に対処していく考えである。

宮本しづえ委員

牛のげっぷが出す大量のメタンガスは、二酸化炭素の20倍以上の温室効果があり、この削減は温暖化対策としても重要だと思う。メタンガス削減の研究が進み、カシューナッツや渋柿の皮の粉末を餌に混ぜて牛に食べさせると、メタンガスの排出量が大きく減少する効果が確認されたとのことである。

牛からのメタンガス発生を抑制するため、あんぼ柿の産地で大量発生する柿の皮を牛の餌に混入させる技術の実用化に向けた研究に取り組むべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

柿の皮を牛の餌に混入させる技術については、他県における研究の進捗を引き続き確認するとともに、本県農業の実績を踏まえた上で、実用化に向けた研究の必要性について検討すべきと考えている。

宮本しづえ委員

牛のげっぷの温室効果が高いことで、悪者扱いのような風潮もある。畜産支援の意味からもしっかり取り組んでもらいたい。温暖化対策は、やれることは何でもやる、そのぐらいの覚悟で取り組まないと人類が生存できなくなる課題であるので、しっかり取り組んでもらいたいことを述べて私の質問を終わる。

